

議会からの報告

①議会基本条例の見直し

知立市議会基本条例は、平成25年4月1日に施行され29年度で丸5年を迎える。この条例第26条には、条例目的の達成状況を検証する、市民の意思や社会情勢の変化を勘案し条例等の見直しを行うものとする規定している。これらの状況を鑑み、議会改革特別委員会において、条例の見直しを行うことが合意された。29年度中に、内容を検証して条例を改正する予定で協議を進めていく。

②議会の議決すべき事件

29年度に、「知立市議会の議決すべき事件を定める条例」に規定されている15計画、次の2計画を、計画期間終了に伴い議決事件として取り扱うもの。

- ・知立市障がい福祉計画
- ・知立市環境基本計画

両計画とも29年度中に、執行部が素案を作成し、議会に提出される予定である。議会としても、充実した計画策定を目指して、しっかり取り組んでいきたい。

市議会をしてみよう!

議会で 6月議会日程
開会は午前10時からです

日	月	火	水	木	金	土
5/28	29 議会運営委員会	30	31	6/1	2	3
4	5 本会議 (開会・提案説明)	6	7	8 本会議 (一般質問)	9 本会議 (一般質問)	10
11	12 本会議 (一般質問)	13	14 本会議(質疑)、 予算・決算委員会	15	16 企画文教委員会、 予算・決算分科会	17
18	19 市民福祉委員会、 予算・決算分科会	20 建設水道委員会、 予算・決算分科会	21 予算・決算分科会 (予備日)	22	23 予算・決算委員会	24
25	26 議会運営委員会	27 本会議 (討論・採決・閉会)	28	29	30	7/1

テレビで 6月定例会の一般質問が放送されます

- 6月13日 (6月8日の質問)
- 6月14日 (6月9日の質問)
- 6月15日 (6月12日の質問)



ネットで

知立市議会 検索

編集 後記



知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」

地方公共団体の議会には、多様な役割が期待されている。①審議を通じて条例や政策の内容を明らかにし住民に示すこと、②地方公共団体の公的な意思を形成すること、③地域社会における多種多様な争点を政治過程にのせること、④執行機関による行政執行を監視・統制していくこと、⑤住民にとって必要な政策の立案・提言を図ること等があげられる。

このように議会は、住民の代表議事機関として、住民の身近な問題、切実な課題等について審議・議論し、合意

形成を図り、意思決定する場である。つまり住民に代って、条例の制定・改廃や予算等を議決する議会の意思決定が、法的効果をもつ住民全体の意思とみなされることになる。

この制度的重要性は、現在地方分権が進展し、地方公共団体の自主性や主体性、自己決定権が高まるに伴って、益々大きくなってきている。

知立市議会は、今後これらの制度や権限の重要性を再認識し、的確な議会運営を行い、その使命と責任をしっかり果たしていきたい。

第21回 議会報告会

～市民との意見交換会～
にご参加ください

【日時】
平成29年5月13日(土)
午後1時30分～

【会場】
中央公民館
1階 大会議室

【主催】
知立市議会

市議会だよりについて
ご意見、ご要望をおき
かせください

発行：知立市議会
編集：市議会だより編集委員会
知立市広見三丁目1番地
TEL (0566) 95-0137
FAX (0566) 83-5565

表紙の写真も募集しています

議会豆辞典

義務費と原案執行権

義務費とは、法令により負担する経費、法律の規定に基づき、当該行政庁の職権により命じる経費、その他の地方公共団体の義務に属する経費をいう(自治法177条I①)。

議会で、この義務費を削除または減額する議決をしたときは、知事または市町村長は、理由を示して再議に付し、なお議会の議決でこの経費を削減したときは、これを予算計上し支出することができる(同法177条I、II)。

このいわゆる原案執行権は、当該地方公共団体の最小限必要な事務処理、義務の履行に支障がないようにするため、法的に認められたものである。